

# おゆみ野ほたる会 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、おゆみ野ほたる会（以下「本会」という。）と称する

### 第2条（事務所）

本会は事務所を会長宅に置く。

### 第3条（目的）

本会は所属する住民相互の協力を依り、その生活環境の維持向上及び親睦を目的とする。

### 第4条（活動）

本会は前条の目的を達成するため、おゆみ野ほたる会防災会と一体となって次の活動を行う。

1. 会員の相互親睦をはかること。
2. 町内地域の環境整備をはかること。
3. 市政との協力及び連絡調整に関する事。
4. 災害時の救援に関する事。
5. その他目的達成に必要な事項。

### 第5条（区域及び班）

本会は別紙図1に定めた範囲をその区域とする。また本会の円滑な運営のために、区域を班に分割する。

## 第2章 会員

### 第6条（会員の資格）

本会の会員は、区域に居住する世帯のうち、本会に入会した世帯とする。本会則で定義する世帯とは住居を同じくする者の集まりをいい、生計を同じくするか否かは問わない。

会員のうち、戸建住宅居住世帯は正会員、共同住宅居住世帯等は準会員とする。但し準会員資格世帯において、申し出があった場合は正会員になることができる。

### 第7条（会員の権利）

正会員の権利は正会員間においてすべて平等であり、準会員の権利は準会員間においてすべて平等である。

準会員は第 10 条で規定される総会議決権、及び第 23 条で規定される役員会における役員互選権を有さない。

#### 第 8 条（会員の義務）

1. 会員は本会の運営に協力し、世帯単位で会費を納めなければならない。会費は月額 200 円とする。
2. 会費は、本会の運営及び活動に必要な費用として、全ての会員が納入する義務を負う。
3. 会費が未納の場合、本会は会員に対して適切な催促を行う。
4. 再三の催促にもかかわらず会費の納入が行われない場合、本会は役員会の承認を得て、該当会員を退会させる権利を有する。

### 第 3 章 総会及び役員会

#### 第 9 条（機関の種類）

本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会

#### 第 10 条（総会）

総会を本会の最高の議決機関とし、会長がこれを招集する。総会の議決権は正会員が有する。

#### 第 11 条（総会の種類及び開催）

総会は定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は会計年度終了後二ヵ月以内に招集しなければならない。
2. 臨時総会は次の場合に招集する。
  - (1) 正会員の五分之一以上の要求があった時。
  - (2) 役員会が必要と認めた時。

#### 第 12 条（総会の招集と討議事項）

総会を招集するにあたっては全会員にあらかじめ議題を通知しなければならない。又次の事項は総会に付議しなければならない。

1. 会則の制定及び改廃
2. 活動方針及び予算
3. 決算及び会計報告、会計監査報告
4. 役員の承認
5. その他本会活動に必要な事項

#### 第 13 条（総会の成立）

総会は正会員の過半数(委任状を含む)以上の出席をもって成立する。

#### 第 14 条（総会の議事）

総会の議事は出席正会員の過半数による議決をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。票決に当たっては一世帯一票とする。

#### 第15条（総会の議長）

総会の議長は役員会が委嘱する。

#### 第16条（役員会）

役員会は本会の執行機関であって、その業務を執行し、総会に対して責任を負う。

#### 第17条（役員の構成及び招集）

役員会は執行役員及び協力員をもって構成し、会長が必要と認めた時及び構成員の三分の一の請求があった時、会長がこれを招集する。

#### 第18条（役員会の権限と責任）

役員会は次の権限と責任を有する。

1. 総会の決定に従って本会の業務を執行すること。
2. 本会務の執行経過及び予算・決算を総会に報告し、その承認をもとめること。
3. 総会に議案を提出すること。
4. その他目的達成に必要な事項。

#### 第19条（役員会の成立及び議事）

役員会は構成員の過半数をもって成立、その議事は出席者の三分の二以上で決する。また役員会の議長は会長がこれにあたる。

#### 第20条（専門部会）

役員会は必要に応じ専門部会を設けることができる。専門部会に関する事項は別に定める。

#### 第21条（役員）

本会に次の役員をおく。なお、役員はおゆみ野ほたる会防災会の役員を兼ねることとする。

##### 1. 執行役員

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 班長 各班1名以上

##### 2. 協力員 若干名

必要に応じ正会員に委嘱する。

##### 3. 監事 若干名

監事とその他の役員は相互に兼ねることができない。

#### 第22条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表してすべての業務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理をする。
3. 書記は本会の書記を行なう。
4. 会計は本会の会計及び財産の管理を行なう。
5. 班長は各班を代表して業務を行なう。
6. 協力員は執行役員を補佐し、会務の円滑な推進に協力する。
7. 監事は会計の適正な運営を監査する。

#### 第23条（役員を選任と任期）

1. 役員は正会員の互選により選出する。
2. 役員の任期は定期総会から次の定期総会までとする。ただし再任は妨げない。
3. 役員が任期中に辞任したときは、後任の役員は前任者の在任期間とする。

## 第4章 会計

#### 第24条（経費）

本会の経費は会費及び寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。ただし寄付金の受理は役員会の承認を得なければならない。

#### 第25条（会費の改定及び臨時徴収）

本会の会費の改定、もしくは経費に不足が生じる場合の臨時徴収は役員会で提議し、総会の承認を受ける。

#### 第26条（経費の支出）

1. 本会の必要経費は予算に基づき、役員要求により支出する。
2. おゆみ野ほたる会防災会会費はおゆみ野ほたる会自治会会費より支出する。

#### 第27条（手当及び実費弁償）

1. 役員が本会の代表として会合等に出席する場合等において、交通費その他出費が生じた場合は、自治会費よりその実費を弁償する。
2. 役員に対する手当は、総会の議決を受けて報酬を受けることができる。

#### 第28条（弔慰金）

会員及び配偶者には 10,000 円、同居の親族には一律 5,000 円の弔慰金を贈る。

#### 第29条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

### 第30条（会計監査）

監事は会計を監査し、総会に監査結果の報告を行なう。

## 第5章 雑則

### 第31条（帳簿及びその他書類の具備）

本会が常備する帳簿及び書類を次の通り定める。

1. 会則
2. 班編成及び会員名簿
3. 役員名簿
4. 総会及び役員会の議事録
5. 収支に関する帳簿及び証拠書類
6. 防犯街灯管理台帳
7. 防災倉庫備品台帳
8. 消火器配布・更新台帳
9. その他必要な帳簿及び書類

### 第32条（細則）

本会則に付帯する細則は次の通りとする。

1. 会計

### 第33条（その他）

本会則の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

### 付則

本会則は平成元年11月24日より施行する。

|            |        |
|------------|--------|
| 平成7年3月25日  | 一部改正   |
| 平成12年4月16日 | 一部改正   |
| 平成15年4月27日 | 一部改定   |
| 平成18年4月2日  | 一部改定   |
| 平成19年4月8日  | 一部改定   |
| 平成24年4月1日  | 一部改定   |
| 平成27年1月18日 | 第8条改定  |
| 令和4年3月27日  | 第32条改定 |
| 令和7年4月6日   | 第8条改定  |

# おゆみ野ほたる会細則

## 第1章 会計

### 第1条

自治会会則第27条2項に定める役員手当について以下のとおりとする。

1. 会長：月額1,000円、年額12,000円
2. その他の役員：月額200円、年額2,400円

手当の支払いは当該年度の2月に行うものとする。なお、中途退任または中途就任の場合は、その在任期間に応じて月割りで支払う。

付則

この細則は令和3年4月1日より施行する。

令和7年4月6日

第1条改定